

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(2) 住民の主体的な避難を促す取組の推進

国への提案事項

住民の主体的な避難を促す取組の推進

- 国において、警戒レベルの導入が住民に浸透するよう、更なる周知を行う等、住民の早めの避難行動につながる取組を強化すること。
- 指定緊急避難場所・指定避難所の開設や運営費用に係る国の財政措置等、住民の主体的な避難を促す取組について、継続的な支援制度を創設すること。
- 土砂災害警戒区域の指定や浸水想定区域の見直しなどに伴うハザードマップの更新・周知に係る取組について、国の財政措置の更なる充実を図ること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，国土交通省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(2) 住民の主体的な避難を促す取組の推進

現状／県の取組状況

- 住民主体の避難行動等を支援する防災情報の提供
国の避難ガイドラインの改正に伴い、県のガイドラインを早急に改正するとともに、市町のガイドラインの改正支援を行い発令基準の統一を行った。
- 避難行動等の研究を踏まえた取組
県民の避難行動とその理由などを調査し、防災や行動科学等の専門家による調査・分析を実施し、避難所について次のことが示唆された。
 - ・災害当日の収容人数、駐車場の空き情報、避難場所までの経路の安全性などの情報発信を通じて、災害当日の避難場所に関する適切な情報を知らせることが必要。
 - ・指定避難場所にこだわらない、避難場所(商業施設やホテル、親せきの家)を複数確保するよう、促すことが必要。
- 「基礎調査実施計画」に基づく土砂災害警戒区域等の指定が令和2年3月26日に完了
今後、土砂災害警戒区域等の認知度を更に向上させるため、小学校区ごとに「土砂災害警戒区域等を示した標識」を設置し、地域住民が土砂災害のリスクを意識し、伝承や防災学習などに活用するよう働きかける。

課題

- 住民の警戒レベルや避難情報に関する理解や、警戒レベル相当情報の周知が十分ではない。また、災害時の情報伝達の取組や位置づけが十分ではない。
- 住民に早めの避難行動を促すためには、市町が指定緊急避難場所・指定避難所を早めに開設する必要があるが、近年、大規模災害の頻発化に伴い、開設や運営費用の増加が懸念される。
- 市町村はハザードマップの配布その他必要な措置を講じなければならない(土砂災害防止法第8条第3項、水防法第15条第3項)ため、ハザードマップの更新など、住民の主体的な避難を促す地方自治体の施策に対する国の更なる財政措置が必要である。